

遺言書の閲覧の請求方法（関係相続人等用）

請求人	法定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者 （以下合わせて、「関係相続人等」という。） ※請求は、遺言者の死亡後に限ります。 ※任意代理は認められていません。
請求できる 遺言書保管所	モニターによる閲覧 全国すべての遺言書保管所 遺言書原本の閲覧 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所
必要書類	関係遺言書保管通知 を受領した場合は、こちら» 関係遺言書保管通知 を受領していない場合は、以下のとおり。 ①遺言書の閲覧の請求書（関係相続人等用） ※モニターによる閲覧・・・1回1,400円／収入印紙 遺言書原本の閲覧・・・1回1,700円／収入印紙 ②法定相続情報一覧図の写し （法定相続人全員の住所記載あり） ②がない場合でも以下の①～③のすべてがあれば請求できます。 ①遺言者の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 ②相続人全員の戸籍謄本（発行日が遺言者死亡後のもの） ③相続人全員の住民票 ③請求人の顔写真付き官公署発行の身分証明書（有効期限内のもの） マイナンバーカード、運転免許証 等 ④請求人に応じて、以下の追加書類が必要です。 【受遺者・遺言執行者が請求人となる場合】 請求人の住民票 【法人が請求人となる場合】 法人の代表者事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 【法定代理人が請求する場合】 親権者・・・戸籍謄本 （発行日から3か月以内のもの） 後見人等・・・登記事項証明書 （発行日から3か月以内のもの）等

具体例は
[こちら](#)»

関係遺言書
保管通知の
詳細は
[こちら](#)»